

第 11 章 経過観察

1. 経過観察の方向性

高輪築堤の遺構や価値を次世代へ継承していくためには、本計画に基づき、遺構の確実な「保存管理」と本質的価値の理解のための「活用」等を行っていく必要がある。そのためには、本計画に記載した「保存管理」「活用」「整備」「運営・体制」等の進捗状況を経過観察により把握して達成度を定期的に評価し、それらを踏まえて抽出される新たな課題に対応し改善していくことが求められる。

そのため、史跡の経過観察として計画の実行状況の把握に関わる点検項目を定め、中長期的事業に取り組む際や、その後の次期計画策定のための指標として活用する。

2. 経過観察の方法

第 6 章から第 9 章で示した「保存管理」「活用」「整備」「運営・体制」の各項目の方向性に対して、その実施状況を的確に把握するために点検表を用い、これに基づいて経過観察を行う。

点検表については、文化庁文化財部記念物課編「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に示されている自己点検表を基に、本史跡に該当する項目を活用して整理する。

(1) 各項目の方向性

保存 管理	<p>史跡指定地内の保存管理の基本方針：調査やモニタリングの結果に基づき史跡指定地の遺構を確実に保存管理する。</p> <p>①史跡の公開や周辺のまちづくりとの整合を図りつつ、遺構の保存に必要な対策を行う。 ②高輪築堤に関する調査研究を継続的に実施して、史跡の保存管理や活用に活かす。 ③保存環境の維持に向けたモニタリングを継続して実施する。</p>
	<p>史跡指定地周辺の保存管理の基本方針：周辺の高輪築堤に関連する遺構の保存に向けた取り組みを行政と協力して推進する。</p> <p>①周辺の遺構の調査や保存に向けた取り組みを行政と協力して実施していく。 ②高輪築堤調査・保存等検討委員会の検討を踏まえ J R 東日本が決定した保存方針に基づき、適切な方法により保存していく。</p>
活 用	<p>史跡指定地内の活用の基本方針：多様な手法を用いて本質的価値の理解を広める。</p> <p>①再現展示をして本質的価値の理解を促進する。 ②周辺のまちづくりと連動した活用を展開する。</p>
	<p>史跡指定地周辺の活用の基本方針：まちづくりや周辺地域と連携して相乗効果を発揮できる活用を図る。</p> <p>①築堤の理解を深めるような空間づくり等により、築堤の連続性を感じられる工夫をする。 ②周辺地域の文化財と連携した活用を行政と協力して実施する。</p>

整備	<p>保存のための整備の基本方針：まちづくりや活用と整合を図った保存のための整備を実施する。</p> <p>①新たに創られる街の中で、史跡を保存していくために必要な整備を実施する。</p>
	<p>活用のための整備の基本方針：まちづくりと連携して史跡の理解を助けるために必要な整備を実施する。</p> <p>①周辺のまちづくりと連動した遺構の露出等による展示に必要な整備を実施する。</p> <p>②高輪築堤跡の本質的価値の理解のための情報提供に必要な整備を実施する。</p> <p>③高輪築堤の連続性が感じられるまちづくり施設の整備を実施する。</p>
運営・体制	<p>運営・体制の基本方針：史跡の所有者として保存・活用に必要な体制を作るとともに、官民で連携した保存・活用体制を構築する。</p> <p>①史跡に関わる関係者・関係機関の連携体制を継続し、官民で連携して保存・活用に取り組む。</p> <p>②まちづくりの状況に合わせて必要な体制を構築していく。</p>

(2) 保存活用計画自己点検表

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関すること	ア) 標識は適正に設置されているか				
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか				
	ウ) 説明板は設置されているか				
(2) 保存に関すること	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか				
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか				
	ウ) 有識者の参加、連携は図られているか				
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	オ) 災害対策は十分されているか				
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか				
(3) 管理に関すること	ア) 日常的な管理はされているか				
	イ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか				
	ウ) 保存活用計画に基づいて実施されているか				
(4) 公開、活用に関すること	ア) 公開が適切に行われているか				
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	ウ) 地域住民の文化的活動の場となっているか				

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(4) 公開、活用に関すること (つづき)	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか				
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか				
	カ) 学校教育・生涯学習等は行政等と連携の上、計画的に実施しているか				
	キ) パンフレット等は活用されているか				
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか				
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか				
(5) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか				
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか				
	エ) 整備後に、修復の状況を管理しているか				
	オ) 再現展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか				
	カ) 活用を意識した整備が行われているか				
	キ) 多言語に対応した整備が行われているのか				
	ク) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか				
	ケ) 整備基本計画に基づいて実施されているか				
(6) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか				
	イ) 体制については十分であるか				
	ウ) 関係者間の連携については十分であるか				
	エ) 地域との連携については十分であるか				